

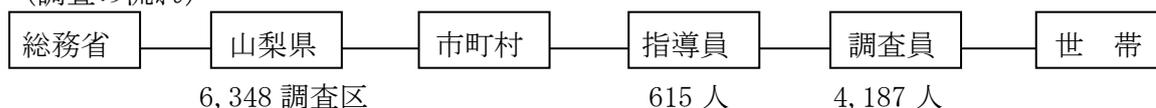
## 利用上の注意

- この調査結果速報は、令和2年国勢調査の調査書類として市町村から提出された要計表を基に県が集計したものである。総務省統計局から公表される速報値とは異なる場合がある。
- 要計表とは、調査の際に把握した世帯数と調査票等から把握した世帯員数及び男女別人数を市町村が集計した一覧表である。
- 令和2年国勢調査は、調査時（令和2年10月1日午前零時）に山梨県に常住している者（当該住居に3か月以上にわたって住んでいる者で、外国人を含む）のうち、次の者を除いて行われた。
  - 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む）
  - 外国軍隊の軍人・軍属とその家族
- 人口と世帯
  - 人口 ふだんそこに住んでいる者（外国人を含む）
  - 世帯 世帯には、「一般世帯」と「施設等の世帯」がある。

「一般世帯」 「施設等の世帯」以外の世帯（住居及び生計を共にする者の集まり又は一戸建てやアパートなどに居住する単身者から成る世帯）

「施設等の世帯」 学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯
- 符号の用法
  - 「0、0.0」 単位未満（四捨五入後）
  - 「△」 負号

(参考) (調査の流れ)



(調査の方法)

自計方式（調査票記入→調査員回収又は郵送提出、オンライン回答）